

観 参 第 5 6 1 号
令和 3 年 12 月 23 日

都道府県知事 殿

観光庁長官
(公印省略)

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について

平成 25 年 5 月 21 日付け観産第 83 号「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業の実施について」において、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度の特例措置として、地方公共団体が、旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に特区計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認めるとされているところです。

今般、「構造改革特別区域基本方針」に基づき、当該特例措置の全国展開として、特区のみならず全国の地域限定旅行業者の営業所で選任された旅行業務取扱管理者が一定の要件の下で他業種との兼任を認めることとし、その具体的な取扱いを下記のとおりといたしますので、ご了承願います。

なお、平成 25 年 5 月 21 日付け観産第 83 号「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業の実施について」は令和 3 年 12 月 23 日をもって廃止します。

記

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認められる場合、当該営業所においては、旅行業務取扱管理者について当該他業種との兼任を認めます。

なお、「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認められる場合」とは次の全てを満たす状態をいいます。

- (1) 少なくとも営業所の営業時間内において、旅行業務取扱管理者と、旅行業務取扱管理者以外の当該営業所において旅行業又は旅行業者代理業に従事する者が常時連絡を取ることができる体制を構築すること。
- (2) 旅行業務取扱管理者が営業所に不在の場合であっても、当該旅行業務取扱管理者が営業所における旅行業務に関する管理及び監督を適切に実施することができるよう、営業所における旅行業務の実施状況を確認するために必要な環境を整えるとともに、必要があれば直ちに営業所に出勤できるようにすること。
- (3) 旅行者からの依頼があれば、速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うこと。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を常時講じていることを理由として、旅行業務取扱管理者の営業所への不在を常態化していないこと。

(なお、営業所への不在により旅行業務取扱管理者の職務義務違反が認められた場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第19条第1項の規定による不利益処分の対象となることに留意。)

以上